

**三朝町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)**

**令和6年3月**

**三 朝 町**

## ■目次

1. はじめに	2
2. 背景	3
(1) 気候変動の影響	3
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	3
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	4
3. 基本的事項	7
(1) 目的	7
(2) 対象とする範囲	7
(3) 対象とする温室効果ガス	7
(4) 計画期間	7
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	8
4. 温室効果ガスの排出状況	9
(1) 「温室効果ガス総排出量」	9
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	10
5. 温室効果ガスの排出削減目標	11
(1) 目標設定の考え方	11
(2) 温室効果ガスの削減目標	11
6. 目標達成に向けた取組	12
(1) 取組の基本方針	12
(2) 具体的な取組内容	12
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	14
(1) 推進体制	14
(2) 点検・評価・見直し体制	15
(3) 進捗状況の公表	15

## 1. はじめに

このたび、令和 12 年度（2030 年度）までの三朝町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「三朝町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、三朝町においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症重症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では令和 32 年（2050 年）カーボンニュートラル及び脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、令和 12 年度（2030 年度）において、温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）から 46%削減することを目指しています。また、鳥取県においても、令和 2 年（2020 年）3 月に策定した「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」では、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策実行計画が内包され、「令和 32 年（2050 年）温室効果ガス排出実質ゼロ」が目標として示され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

三朝町においても、国内外の情勢を踏まえ、令和 5 年（2023 年）1 月に令和 32 年（2050 年）CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、鋭意取組を進めております。また、令和 5 年（2023）年 3 月に三朝町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、廃棄物の減量による循環型社会の推進、二酸化炭素排出量削減のための省エネ行動、森林の整備による二酸化炭素吸収量の増大など、三朝町の温暖化対策を進めているところです。

ゼロカーボン社会の実現を目指して、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和 6 年（2024 年）3 月

## 2. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる気候安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC<sup>1</sup>第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

---

<sup>1</sup> 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により1988年に設立された政府間組織で、2021年8月現在、195の国と地域が参加しています。IPCCの目的は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることです。世界中の科学者の協力の下、出版された文献（科学誌に掲載された論文等）に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供しています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21<sup>2</sup>が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までの力

ーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

<sup>2</sup> COP21 とは、パリ会議とも呼ばれている。COP は気候変動枠組条約締約国会議 (Conference of Parties) であり、COP21 は 21 回目の COP にあたる。2015 年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランス・パリで開催され、世界各国の首脳をはじめとした機関代表者が出席し、活発な議論を交わした。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和 3 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 54 号) では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体及び事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3 (2021) 年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策 (屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等) を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティを目指す団体は、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2022年2月末時点においては598地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億1,500万人を超える計算になります。

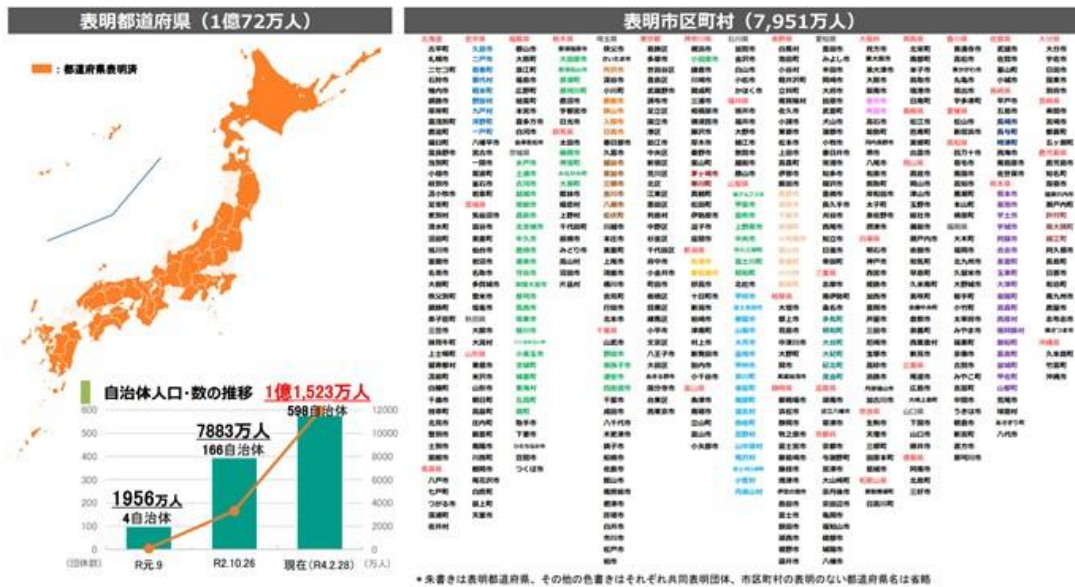


図 1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2022）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

### 3. 基本的事項

#### (1) 目的

三朝町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「三朝町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、三朝町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

#### (2) 対象とする範囲

三朝町事務事業編の対象範囲は、三朝町の全ての事務・事業とします。

#### (3) 対象とする温室効果ガス

三朝町には下水処理施設（三朝町の汚水は、湯梨浜町の天神浄化センターで処理している）や大規模病院が存在しないため、CH<sub>4</sub>やN<sub>2</sub>O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、三朝町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

#### (4) 計画期間

国の地球温暖化対策計画を基に2013年度を基準年度とし、2024年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2028年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2013	...	2024	2025	2026	2027	2028	...	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度	
計画期間										

図2 計画期間のイメージ



(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

三朝町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び第 11 次三朝町総合計画に即して策定します。

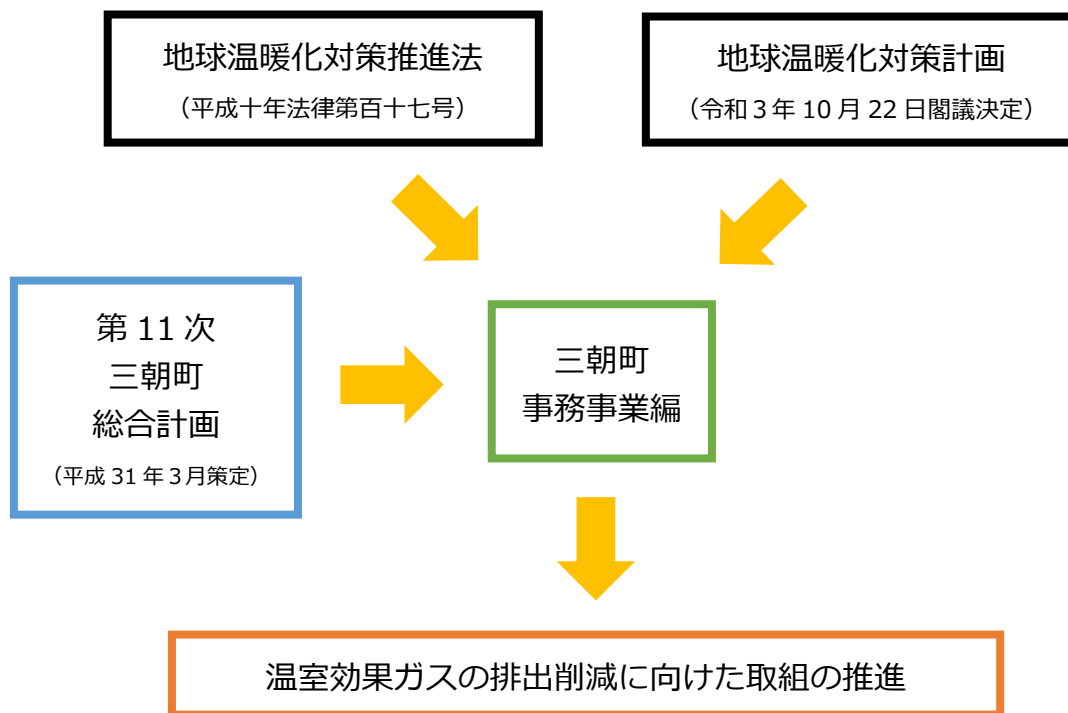


図 3 三朝町事務事業編の位置付け

## 4. 温室効果ガスの排出状況

### (1) 「温室効果ガス総排出量」

三朝町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、1,266t-CO<sub>2</sub>となっています。その後の推移を見ると、近年は、横ばい状態にあります。

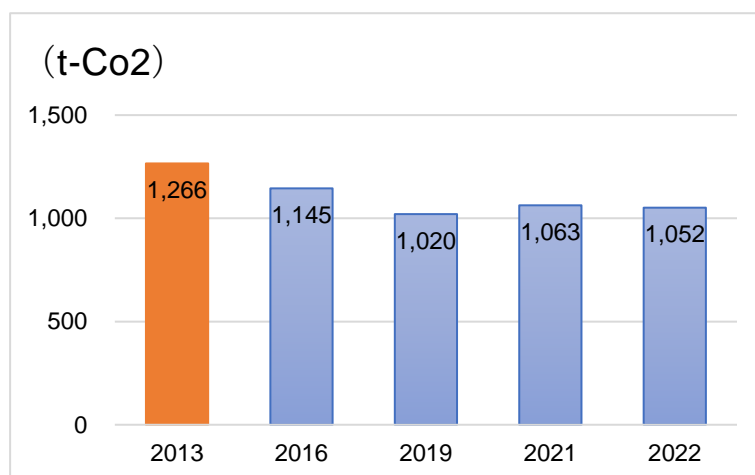


図 4 三朝町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、上水道施設が全体の25%を占め、次いで町役場庁舎等17%、下水道施設(山田真空ポンプ場、本泉ポンプ場、MP場)13%、温泉施設12%となっています。

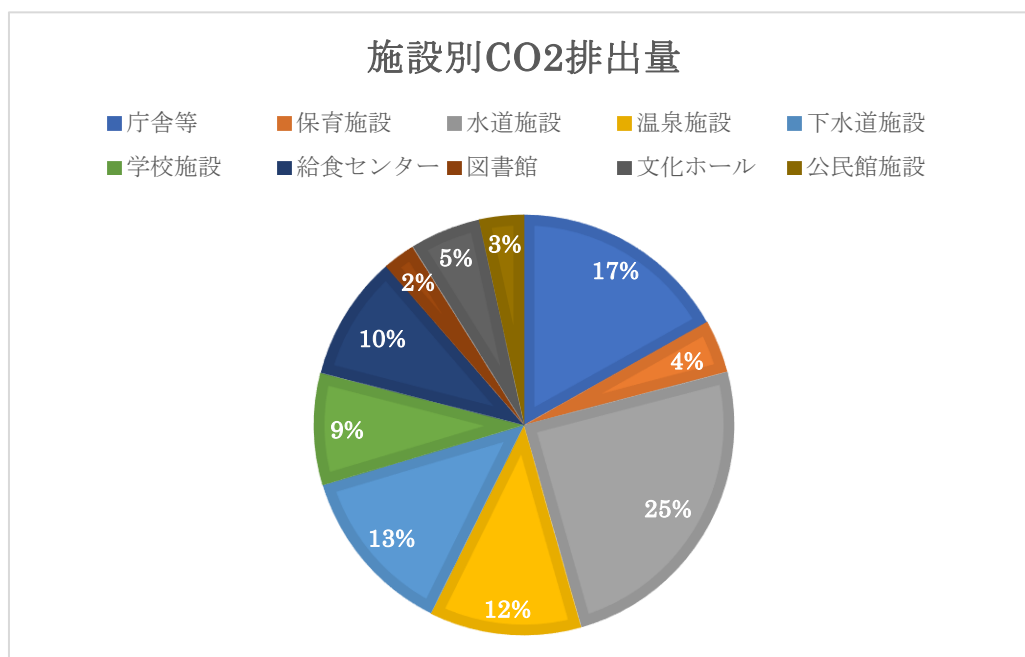


図 5 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2013年度)

また、エネルギー種別では、電気が全体の96%を占め、次いでガソリン3%、軽油1%、灯油、ガスが0.2%となっています。

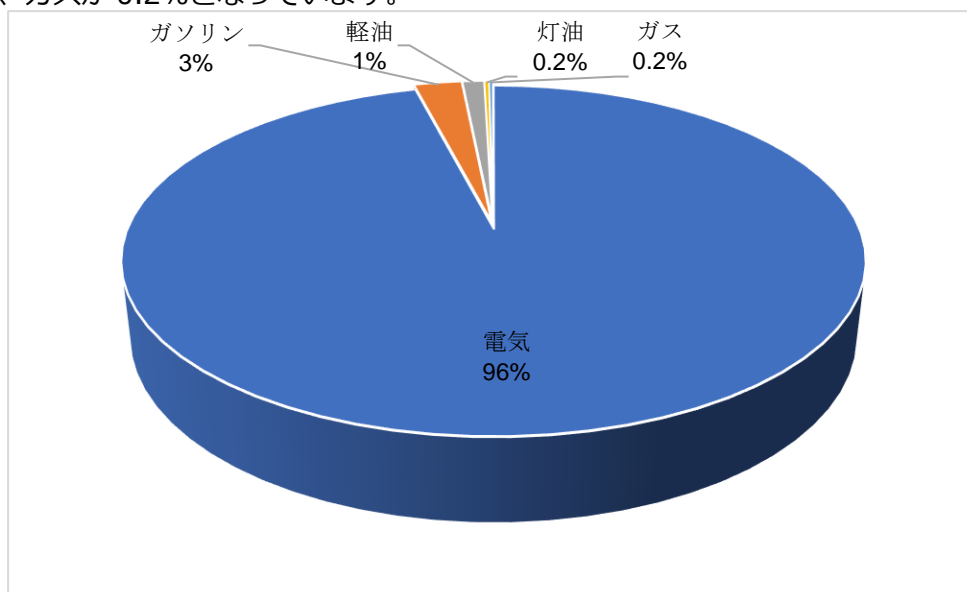


図 6 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013年度）

## (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

2022（令和4）年度で、基準年度の2013（平成25）年度に比べて、三朝町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量が減少した要因を分析しました。

- ① 施設の統廃合等に伴うエネルギー使用量の減少
  - ・2019年（平成31年）3月 三朝町立東小学校、三朝町立南小学校 閉校
- ② 労働時間の縮減、節電等の取組に伴うエネルギー使用量の削減
  - ・ノー残業デーの取組
  - ・庁舎のエアコン使用条件の改善
  - ・夏季の軽装（クールビズ）の実施による室内温度の適正化
  - ・電気のデマンド監視システムで使用電力を調整
- ③ インフラ施設のダウンサイジングに伴う使用量の削減
  - ・上下水道施設の長寿命化工事において、実態に基づき機器のサイズをダウンし更新

## 5. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、三朝町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で30%削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,266t-CO <sub>2</sub>	886t-CO <sub>2</sub>
削減率	-	30%

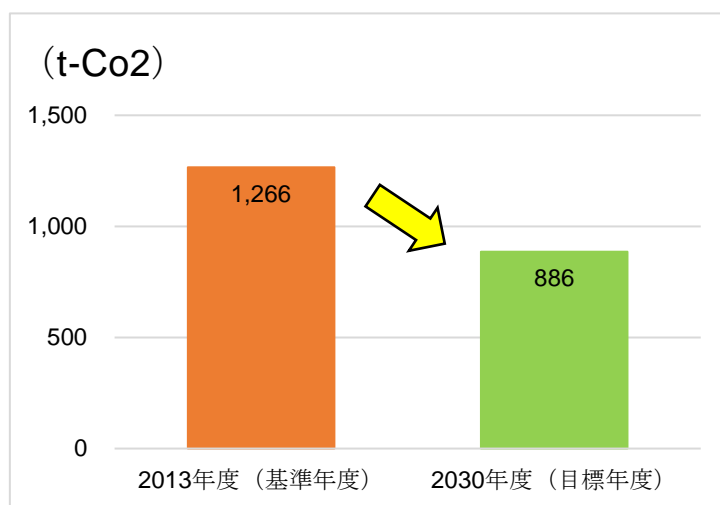


図 7 温室効果ガスの削減目標

## 6. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因の96%を占める電気使用量の削減に重点的に取り組みます。

### (2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表3に示された取組が示されています。三朝町においては、「電動車の導入」、「LED照明の導入」、「廃棄物の3R+Renewable」を重点的な取組として位置付けます。

表3 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 <b>50%以上</b> に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに <b>新築建築物の平均で ZEB Ready</b> 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 <b>新規導入・更新 については 2022年度以降 全て電動車</b> とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに <b>全て電動車</b> とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに <b>100%</b> とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の <b>60%以上</b> を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の <b>3R+Renewable</b> を徹底し、 <b>サーキュラーエコノミーへの移行</b> を総合的に推進する。

#### ① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

#### ② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・室内灯・街路灯・防犯灯のLED化を進めます。

### ③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・用紙の節減、節水、ゴミの減量化に取り組みます。

### ④ 再生可能エネルギーの活用

町内で生産される太陽光発電や水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に調達し、温室効果ガスの排出量を削減します。

### ⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、代替可能な電動車（EV・FCV・PHEV・HV）がない場合等を除き、原則として電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

### ⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・職員への意識啓発に取り組みます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

### ⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- ・計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- ・事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- ・Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

## 7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

- ① 三朝町事務事業編の進行管理及び見直し等を効果的に実施するため、環境政策担当課は他課と緊密な連携を図ります。
- ② 三朝町事務事業編が確実に実施されるよう環境政策担当課は本計画の実施状況を毎年1回取りまとめ、町長に報告します。
- ② 環境に関する意識の向上を図るため、環境に関する情報提供を行うとともに、環境に関する研修等を開催します。

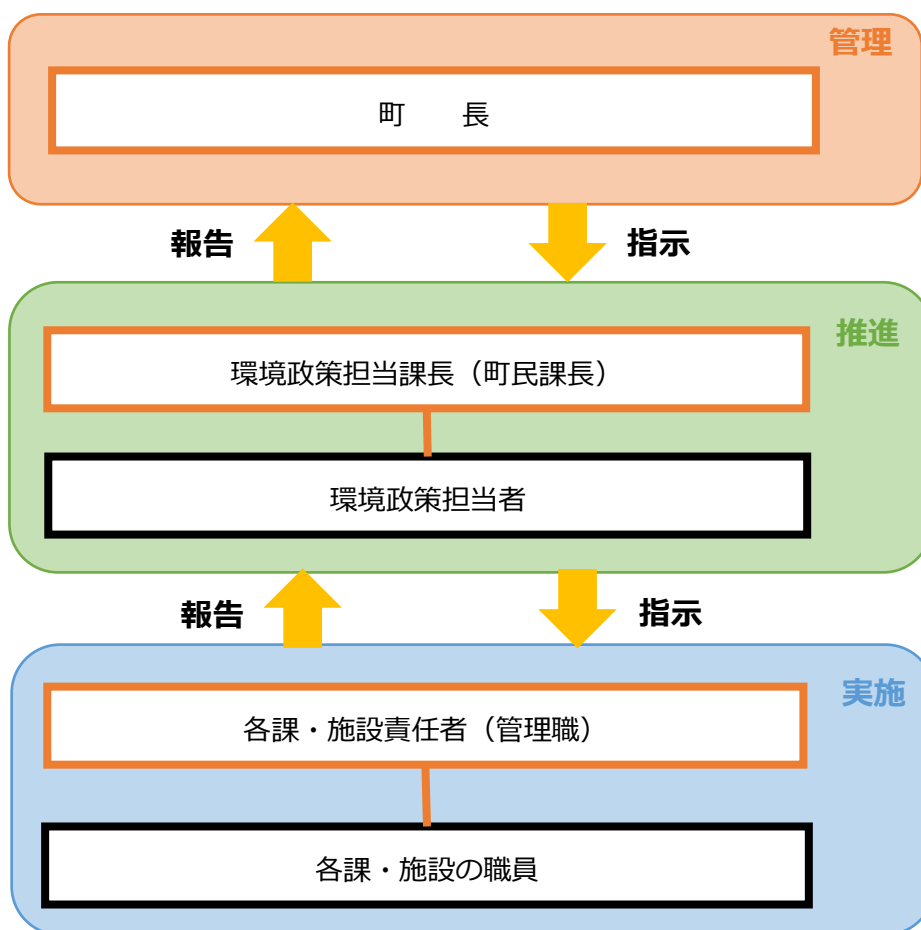


図 8 三朝町事務事業編の推進体制

## (2) 点検・評価・見直し体制

三朝町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、三朝町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

### ① 毎年のPDCA

三朝町事務事業編の進捗状況は、各課の環境担当者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

### ② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2031年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2032年度に三朝町事務事業編の改定を行います。

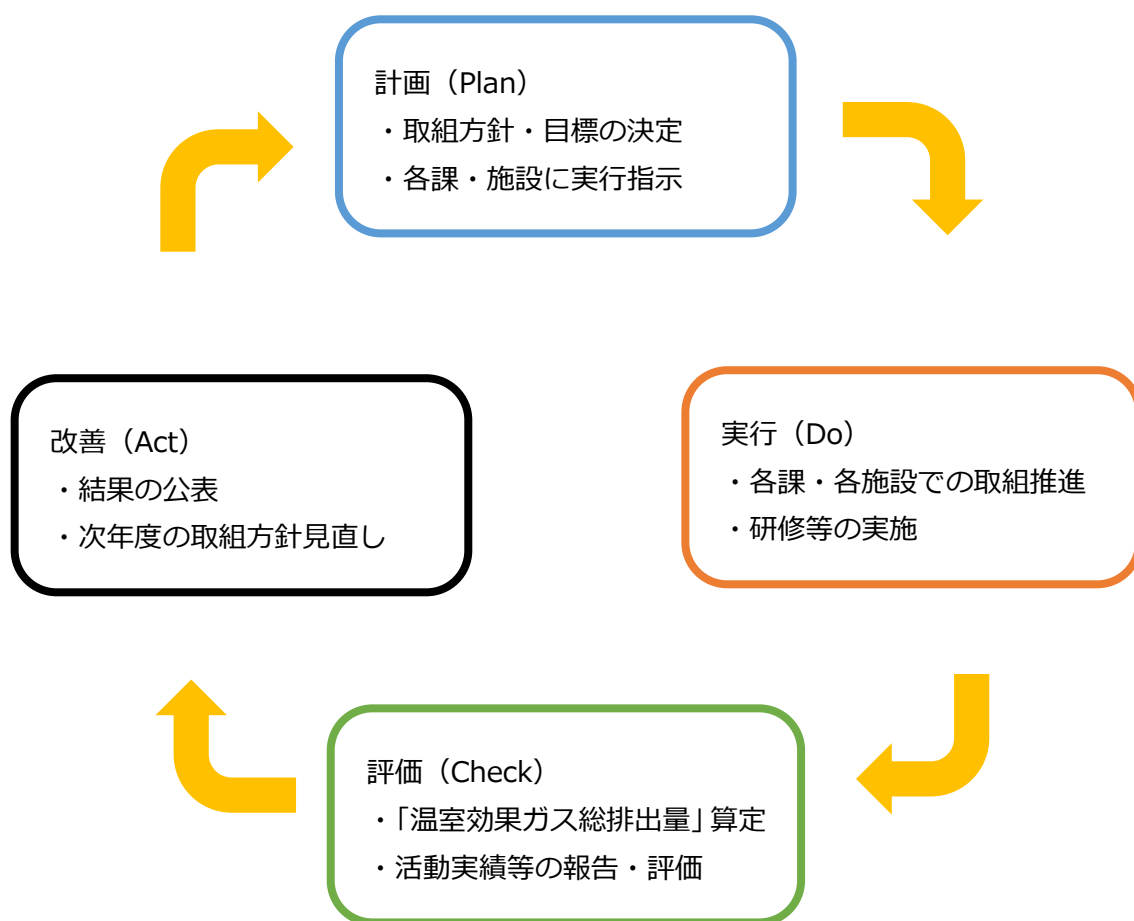


図 9 毎年のPDCAイメージ

## (3) 進捗状況の公表

三朝町事務事業編の進捗状況は、三朝町の広報紙やホームページ等で公表します。